

福井県報

第 366 号
令和 7 年
9 月 9 日 (火)
火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

○指定公金事務取扱者の指定（３７６・税務課）	2
○有害な興行の指定（３７７・県民安全課）	2
○生活保護法等の規定による指定介護機関の指定（３７８・地域福祉課）	2
○介護保険法に基づく指定事業所の告示（３７９・長寿福祉課）	3
○土地改良区の定款変更の認可（３８０・福井農林総合事務所）	3
○土地改良区の定款変更の認可（３８１・丹南農林総合事務所）	3
○土地改良区の定款変更の認可（３８２・嶺南振興局）	3
○道路の供用の開始（３８３・道路保全課）	4

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（歴史博物館）	4
○土地改良区の役員の就任（丹南農林総合事務所）	4
○土地改良区の役員の退任（嶺南振興局）	4
○土地改良区の役員の就任（嶺南振興局）	4
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（福井土木事務所）	4
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（奥越土木事務所）	6
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（丹南土木事務所）	8

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出（１１１）	10
○政治団体の届出事項の異動に係る届出（１１２）	11
○政治団体の解散の届出（１１３）	11
○資金管理団体の指定の届出（１１４）	11

教育委員会規則

※福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（９・義務教育課）

公安委員会規則	12
※福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（７・交通企画課）	14
公安委員会告示	
○技能検定員審査の実施（８８・運転免許課）	15
○教習指導員審査の実施（８９・運転免許課）	16

告 示

福井県告示第376号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県県税条例（昭和25年福井県条例第53号）第3条第2項の狩猟税および福井県手数料徴収条例別表第4号の表51の項の狩猟者登録申請手数料の収納の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
一般社団法人福井県猟友会
福井県福井市松本3丁目16-10
福井県職員会館4階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県県税条例第3条第2項に規定する狩猟税および福井県手数料徴収条例別表第4号の表51の項の狩猟者登録申請手数料の収納事務。
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年8月14日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年8月14日

福井県告示第377号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年9月9日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和7年8月28日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	人妻怪談 淫欲むせび泣き	山内組 〈オーピー映画〉
映画	バイオレント・ネイチャー (原題) IN A VIOLENT NATURE	スターキャットアルバトロス・ フィルム (カナダ)

福井県告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月9日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請(開設)者	指定年月日
1830333090	(介護予防)居宅療養 管理指導	平井歯科医院	福井県越前市京町 2-4-5	平井 育子	令和7年6月30日

福井県告示第379号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年9月9日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1870200746	はのあデイサービス	福井県敦賀市公文名35号39番地の1	合同会社愛美	令和7年8月1日	通所介護

福井県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年9月9日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
麻生津土地改良区	令和7年8月29日

福井県告示第381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年9月9日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
日野川用水土地改良区	令和7年8月26日

福井県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年9月9日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
美浜中部土地改良区	令和7年8月20日

福井県告示第383号

一般県道皿谷大野線の下記区間において、道路工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和7年9月9日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月9日
福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	皿谷大野線	大野市中保27字墓前9番1から 大野市中保27字墓前9番1まで	令和7年 9月12日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年9月9日
福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県立歴史博物館中央監視装置更新業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立歴史博物館
福井県福井市大宮2丁目19番15号
- 3 落札者を決定した日
令和7年8月21日
- 4 落札者の名称および住所
鳥羽システム株式会社福井支店
福井県福井市和田東1丁目102
- 5 落札金額

46,200,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和7年7月8日

日野川用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年7月29日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年9月9日
福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	奥村 隆雄	南越前町上平吹40-7
〃	今村 正之	南越前町脇本14-23
〃	田中 丈造	越前市下四目町10-17
〃	武田 真晃	福井市中央1丁目3-7-2507

美浜新庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年1月10日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年9月9日
福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	高木 雅弘	敦賀市公文名29-3-24

美浜新庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月10日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年9月9日
福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	高木 正嗣	美浜町新庄21-11

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月9日

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量
凍結防止剤 塩化ナトリウム（５００ｋｇ袋）１，０８０ｔ（購入見込数量）
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および凍結防止剤（塩化ナトリウム）購入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
契約日から令和８年３月３１日
- (4) 納入場所
入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札日時までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定にする者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立ておよび民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に係る調達物品について、契約期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するために必要な能力を有するものであること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書様式３）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒９１０－０８５３

福井県福井市城東４丁目２８－１

福井県福井土木事務所 総務課

電話 ０７７６－２４－５１１４

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式１）を提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

公告日から令和７年９月２４日（水）１７時まで（土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日をいう。）を除く。）

- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

- ① 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

入札参加資格確認申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

- ② 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

ア 提出先 4(1)と同様とする。 イ 持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること（提出期限内に必着）。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、および休日（国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日をいう。）を除いた開庁日に持参すること。 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所 (1) 入札書の提出方法 5(2)と同様とする。 (2) 入札書の提出期間 令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水）8 時 3 0 分から 1 7 時まで 令和 7 年 1 0 月 2 3 日（木）8 時 3 0 分から 1 6 時まで (3) 開札日時 令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金）1 0 時 (4) 開札場所 福井市城東 4 丁目 2 8 - 1 福井県福井土木事務所 3 階 第一会議室 7 入札方法 入札参加者の入札金額は、納入場所までの引き渡しに要する一切の費用を含むものとする。 入札金額は、調達物品 1 t 当たりの単価を記入すること。 なお、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（加算後の金額に 1 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。 8 落札者の決定に関する事項 この入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 9 その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨 日本語および日本国通貨とする。 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則（昭和 3 9 年福井県規則第 1 1 号）の規定による。 (3) 入札の無効 福井県財務規則第 1 5 1 条の規定による。	(4) 契約書作成の要否 要 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成 2 2 年福井県条例第 3 1 号。以下「条例」という。）第 5 条第 2 項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 ② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。 (6) 2 に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所 ① 申請書の受付時期 福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。 ② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先 〒 9 1 0 - 8 5 8 0 福井県福井市大手 3 丁目 1 7 - 1 福井県会計局会計課 総務第三グループ 電話 0 7 7 6 - 2 0 - 0 2 5 3 (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。 1 0 Summary (1) Contents and quantity of products purchased: Antifreeze Sodium chloride (500kg bag) 1,080t (order not guaranteed) (2) Bidding date and time: Friday, October 24, 2025 at 10:00 am (3) Contract period: From the contract date to March 31, 2026 (4) Contact point for notification: 4-28-1 Joto, Fukui City, Fukui Prefecture Fukui Civil Engineering Office, 910-0853 TEL 0776-24-5114 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 8 2 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。 令和 7 年 9 月 9 日
--	---

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量
凍結防止剤 塩化ナトリウム（５００ｋｇ袋）６６８ｔ（購入見込量）
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
契約日から令和８年３月３１日
- (4) 納入場所
入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定にする者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) この入札に係る調達物品について、契約期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するために必要な能力を有するものであること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電

子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式３）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先
〒９１２－００１６
福井県大野市友江１１－１４
福井県奥越土木事務所 総務課
電話 ０７７９－６６－８１３０

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請または入札書の提出を行う者にあつては入札説明書別紙様式１）に必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間
公告日から令和７年９月２４日（水）１７時まで（土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日をいう。）を除く。）

- (2) 提出先
４(１)と同様とする。

- (3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

入札参加資格確認申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること（提出期限内に必着）。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、および休日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。）を除いた開庁日に持参すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

(1) 入札書の提出方法
5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間
令和7年10月22日（水）8時30分から17時まで
令和7年10月23日（木）8時30分から16時まで

(3) 開札日時
令和7年10月24日（金）9時

(4) 開札場所
大野市友江11-14
福井県奥越土木事務所 総務課

7 入札方法
入札参加者の入札金額は、納入場所までの引き渡しに要する一切の費用を含むものとする。
入札金額は、調達物品1t当たりの単価を記入すること。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項
この入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
申請者の受付時期
福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。
申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課総務第三グループ
電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Contents and quantity of products purchased:
Antifreeze Sodium chloride (500kg bag) 668t(order not guaranteed)

(2) Bidding date and time:
Friday, October 24, 2025 at 9:00 am

(3) Contract period:
From the contract date to March 31, 2026

(4) Contact point for notification:
11-14 Tomoe, Ono City, Fukui Prefecture Okuetsu Civil Engineering Office,
912-0016
TEL 0779-66-8130

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月9日
福井県丹南土木事務所長 笹木 俊和

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量 凍結防止剤 塩化ナトリウム（５００ｋｇ袋）７４０ｔ（購入見込量） (2) 調達物品の仕様等 入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。 (3) 契約期間 契約日から令和８年３月３１日 (4) 納入場所 入札説明書等による。 ２ 入札に参加する者に必要な資格（以下 「入札参加資格」という。） この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。 (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定にする者でないこと。 (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。 (3) この入札に係る調達物品について、契約期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するために必要な能力を有するものであること。 (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者 オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 ３ 電子入札の実施 入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。 なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請	または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式３）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請または入札書の提出を行うことができる。 ４ 入札説明書等の交付 (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先 〒９１５－０８８２ 福井県越前市上太田町４２－１－１ 福井県丹南土木事務所 総務課 電話 ０７７８－２３－４５３９ (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。 ５ 入札参加資格の確認に関する事項 この入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」（別紙様式１）を提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。 (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間 公告日から令和７年９月２４日（水）１７時まで（土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日をいう。）を除く。） (2) 提出先 ４(1)と同様とする。 (3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法 ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者 電子入札システムを使用して送信する。 なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。 入札参加資格確認申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。 イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者 持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること（提出期限内に必着）。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、および休日（国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日をいう。）を除いた開庁日に持参すること。
---	--

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

(1) 入札書の提出方法

5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年10月22日(水) 8時30分から17時まで

令和7年10月23日(木) 8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和7年10月24日(金) 10時

(4) 開札場所

越前市上太田町42-1-1

福井県丹南土木事務所 総務課

7 入札方法

入札参加者の入札金額は、納入場所までの引き渡しに要する一切の費用を含むものとする。

入札金額は、調達物品1t当たりの単価を記入すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- ① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄

の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

申請者の受付時期

福井県の休日进行を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Contents and quantity of products purchased:

Antifreeze Sodium chloride (500kg bag) 740t (order not guaranteed)

(2) Bidding date and time:

Friday, October 24, 2025 at 10:00 am

(3) Contract period:

From the contract date to March 31, 2026

(4) Contact point for notification:

42-1-1 Kamioda-cho, Echizen City, Fukui Prefecture Tannan Civil

Engineering Office, 915-0882

TEL 0778-23-4539

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法（昭和23年法律第94号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届 出 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
令和7年 7月29日	森本よしゆき 後援会	森本 辰之	森本 葉子	越前市国高3-15- 1-46
令和7年 8月13日	未来に翔ける会	山下 翔	山下 文人	坂井市坂井町上兵庫6 7-30-26
令和7年 8月15日	にしじま久勝 後援会	今田 利正	梅谷 久美	大飯郡高浜町東三松7 -1

福井県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月9日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

異 動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	異 動 内 容	
				新	旧
令和7年 4月13日	稲田朋美鷹巣地区 後援会	坂元 秀基	主たる事務所 の所在地	福井市蓑町9- 69	福井市糸崎町 12-5-2
			代表者	坂元 秀基	水間 俊一
			会計責任者	堀 豊明	坂元 秀基
令和7年 5月17日	福井県土地家屋 調査士政治連盟	岩坂 昭宏	代表者	岩坂 昭宏	加藤 栄一
			会計責任者	土田 康博	丸山 誠二
令和7年 6月3日	福井県中小企業 団体政治協会	加藤 英樹	主たる事務所 の所在地	福井市川合鷺塚 町49-2-1	大野市春日6 4-50
			代表者	加藤 英樹	稲山 幹夫
			会計責任者	加藤 英樹	稲山 幹夫
令和7年 6月26日	福井維新の会	齋木 武志	代表者	齋木 武志	井上 英孝

令和7年 6月30日	高木つよし敦賀 後援会	有馬 義一	代表者	有馬 義一	神谷 保男
令和7年 7月22日	新しい風ふくい	池上 優徳	会計責任者	藤田 靖人	今井 富雄
令和7年 7月31日	たきなみ宏文大野 後援会	稲山 幹夫	主たる事務所 の所在地	大野市中野町1 -5-6	大野市犬山7 -11-1
令和7年 8月4日	自由民主党鯖江 市支部	山本 建	主たる事務所 の所在地	鯖江市水落町1 -5-31	鯖江市水落町 14-8-1

福井県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月9日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和6年12月31日	松宮ひとし後援会	松宮 史知
令和7年3月31日	長谷川まさえを育てる会	長谷川 仙男
令和7年6月30日	吉田太一後援会	吉田 太一

福井県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月9日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

指 定 年月日	資金管理団体 の届出をした者 (代表者)の氏名	届出をした者に 係る公職の種類	資金管理団体 の 名 称	主たる事務所の所在地
令和7年 8月11日	山下 翔	坂井市議会議員	未来に翔ける 会	坂井市坂井町上兵庫67-3 0-26

教育委員会規則

福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 9 月 9 日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第 9 号

福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福井県立学校の管理運営に関する規則（昭和 4 6 年福井県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（併設型中高一貫教育のための教育課程） 第 8 条の 3 （略） <u>（夜間中学の教育課程）</u> 第 8 条の 4 別表第 3 の 2 に掲げる中学校（以下「夜間中学」という。）においては、<u>第 8 条の規定にかかわらず、省令第 7 9 条において読み替えて準用する省令第 5 6 条の 4 の規定により、特別の教育課程を編成することができる。</u> （学校の努力目標等） 第 9 条 （略）	（併設型中高一貫教育のための教育課程） 第 8 条の 3 （略）
（入学者の選抜および許可） 第 1 4 条 （略） <u>2 夜間中学の入学は、前項の規定にかかわらず、入学許可申請書その他必要な書類および面接の結果を資料として行う入学者の審査に基づいて、校長がこれを許可する。</u> （入学） 第 1 5 条 （略） 2 入学を許可された者は、<u>保護者または保証人と連署（本人が成年者である場合を除く。以下同じ。）の上、誓約書および本人の住民票を校長に提出しなければならない。</u> 3 前項の保護者は、<u>親権者または未成年後見人</u>とし、保証人は、<u>保護者に代って指導監督の責を果たし得る者</u>とする。 4 保護者<u>または保証人</u>が、現住所または氏名等の変更をしたときは、すみやかに校長に届け出なければならない。	（学校の努力目標等） 第 9 条 （略） （入学者の選抜および許可） 第 1 4 条 （略）
（入学） 第 1 5 条 （略） 2 入学を許可された者は、<u>本人および保護者もしくは保証人の誓約書ならびに本人の住民票を校長に提出しなければならない。</u> 3 前項の保護者は、<u>親権者もしくは未成年後見人</u>とし、保証人は、<u>保護者に代って指導監督の責を果たし得るもの</u>とする。 4 保護者<u>もしくは保証人</u>が、現住所または氏名等の変更をしたときは、すみやかに校長に届け出なければならない。	（入学） 第 1 5 条 （略） 2 入学を許可された者は、<u>本人および保護者もしくは保証人の誓約書ならびに本人の住民票を校長に提出しなければならない。</u> 3 前項の保護者は、<u>親権者もしくは未成年後見人</u>とし、保証人は、<u>保護者に代って指導監督の責を果たし得るもの</u>とする。 4 保護者<u>もしくは保証人</u>が、現住所または氏名等の変更をしたときは、すみやかに校長に届け出なければならない。
（休学）	（休学）

第 18 条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、保護者または保証人と連署して校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 (略)

3 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者または保証人と連署して校長に願い出てその許可を受けなければならない。

4 校長は、前項の規定による復学の願い出を適当と認めるときは、復学(学年制による課程にあっては、相当学年への復学)を許可するものとする。

(適用除外)

第 32 条 (略)

2 (略)

3 第 18 条および第 21 条(停学の処分に限る。)の規定は、中学校(夜間中学を除く。)については、適用しない。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 の 2 (第 8 条の 4 関係)

名称
福井県立若杉中学校

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

第 18 条 病気その他止むを得ない事由により休学しようとする者は、保護者もしくは保証人と連署して校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 (略)

3 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者もしくは保証人と連署して校長に願い出てその許可を受けなければならない。

4 校長は、前項の復学願いを適当と認めるときは、復学(学年制による課程にあっては、相当学年への復学)を許可するものとする。

(適用除外)

第 32 条 (略)

2 (略)

3 第 18 条および第 21 条(停学の処分に限る。)規定は、中学校については、適用しない。

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月9日

福井県公安委員会 委員長 禿 了修

福井県公安委員会規則第7号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（交通規制の対象から除く車両） 第3条の2 （略） 2 前項第2号オに掲げる車両に係る通行禁止除外指定車の標章の交付を受けようとする者および同項第4号キまたはクに掲げる車両に係る駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書（様式第1号の3）により、公安委員会に申請しなければならない。 3～10 （略）	（交通規制の対象から除く車両） 第3条の2 （略） 2 前項第2号オに掲げる車両に係る通行禁止除外指定車の標章の交付を受けようとする者（<u>公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。</u>）および同項第4号キまたはクに掲げる車両に係る駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けようとする者（<u>公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。</u>）は、除外標章交付申請書（様式第1号の3）により、公安委員会に申請しなければならない。 3～10 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第88号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イに規定する技能検定員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年9月9日

福井県公安委員会

委員長 禿 了修

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）および技能検定員審査（普通二種）

(2) 期日

令和7年10月23日（木）および同年10月24日（金）

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者

(エ) 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和7年9月19日（金）

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）および技能検定員審査（牽引）

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 技能検定員審査（大型二種）

大型自動車第二種免許および技能検定員資格者証（大型）の交付を受けていること。

ウ 技能検定員審査（中型二種）

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および教習指導員資格者証（中型）の交付を受けていること。

エ 技能検定員審査（普通二種）

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および技能検定員資格者証（普通）の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）および技能検定員審査（普通二種）

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目に

ついて、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、９０パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、９５パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは８５パーセント以上、その他のものは９５パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、９５パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第５８号１０番地

福井県警察本部交通部運転免許課（電話 ０７７６－５１－２８２０）

福井県公安委員会告示第８９号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９９条の３第４項第１号イに規定する教習指導員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第１０条第２項において準用する同規則第２条の規定により、次のとおり公示する。

令和７年９月９日

福井県公安委員会

委員長 禿 了修

１ 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）および教習指導員審査（普通二種）

(2) 期日

令和７年１０月２３日（木）および同年１０月２４日（金）

(3) 場所

坂井市春江町針原第５８号１０番地

福井県警察本部交通部運転免許課

２ 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去１年以内に審査を受け、当該審査において３(2)アの表の中欄または３(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去１年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者

(エ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第５８号１０番地

福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和７年９月１９日（金）

３ その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）および教習指導員審査（牽引）

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 教習指導員審査（大型二種）

大型自動車第二種免許および教習指導員資格者証（大型）の交付を受けていること。

ウ 教習指導員審査（中型二種）

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および教習指導員資格者証（中型）の交付を受けていること。

エ 教習指導員審査（普通二種）

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および教習指導員資格者証（普通）の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）および教習指導員審査（準中型）

査（普通二種）

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審 査 細 目	審 査 方 法 等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、８５パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、８０パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは８５パーセント以上、その他のものは９５パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審 査 細 目	審 査 方 法 等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は８５パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ８０パーセント以上の成績であること。
	学科教習に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは８５パーセント以上、その他のものは９５パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ８０パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第５８号１０番地

福井県警察本部交通部運転免許課（電話 ０７７６－５１－２８２０）

